

2007年改正戸籍法の検討課題と 本人通知制度の展望

二宮周平

要約 戸籍には、従前の本籍地が記載され、また1組の夫婦と氏を同じくする子を単位として編製されていることから、従前の戸籍を遡って出自や家族関係を調べることが可能である。差別事象が後を絶たないことから、2007年に抜本的な法改正がなされたが、組織的な戸籍謄本等の不正取得が発覚した。個人情報保護の視点からは、有資格者や第三者が戸籍謄本等の交付請求をした事実（交付請求者の氏名を含む）を本人に通知する制度が不可欠である。

はじめに

「何人でも、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を請求することができる」。これは旧戸籍法10条の規定である。この規定を根拠に、他人の戸籍謄本の交付を受け、その人の出自に関わる情報を入手し、結婚や就職に当たり、差別的取扱いを行う事態が後を絶たなかった。2007年戸籍法改正（2008年5月1日施行）により、この規定は削除され、戸籍謄本等の請求権者を厳しく限定した。

しかし、有資格者としての倫理感に欠如した司法書士や行政書士等を使って、組織的に戸籍謄本の不正取得をする事件が起こっている。結婚の身元調査だけではない。元交際相手の女性に対して「関係をばらす、いやなら付き合いを続けろ」と交際を強要し、親類にまで嫌がらせの手紙が届いた事件、県警の暴力団捜査担当幹部に対して、二女の名前を出して「どうなってもいいのか」と捜査中止の要求ともとれる脅迫電話がかかった事件では、どちらも加害者は戸籍謄本を入手していたことが判明した。

各都道府県の司法書士会や行政書士会等は、職務上、戸籍謄本等の交付を受けることができ

るが、そのためには番号が記された職務上請求書を使わなければならない。1人の司法書士等が大量の職務上請求書を利用したりすれば、悪用などの疑惑がもたれるので、今回の事件では、職務上請求書自体を自分たちで偽造していた。交付請求の際に必要な記載事項も嘘を書いていた。勝手に印鑑を用いて本人の委任状を偽造するケースもある。戸籍係の現場ではこれらを見抜くことが難しい。

どうすれば、こうした悪質な不正取得を防止することができるのだろうか。現在、注目されているのが、「本人通知制度」といわれるものである。

本稿では、まず戸籍制度の意味と公開の原則が取られてきた背景を振り返り（1節）、個人情報保護の視点からなされた改正戸籍法の概要と問題点を整理し（2節）、不正取得を防止するために不可欠の制度として、200を超える自治体で実施されている「登録型本人通知制度」について検討する（3節）。

1 戸籍制度の意味と公開の原則

1 戸籍制度の意味と日本の特徴

戸籍制度は、個人の氏名、出生・死亡年月日、国籍、家族関係を証明する制度である。婚姻をする際には、婚姻年齢に達していること、独身であること、相手方と近親婚関係にないことなどを証明して、婚姻の届出をする。相続では、自分が亡くなった人の相続人であることを証明して遺産分割や相続登記をする。パスポート取得の際には、戸籍で日本国民であることを証明するなど、社会生活をする上で不可欠の制度となっている。したがって、近代的な国家には、必ずこうした証明制度がある。

日本の戸籍制度は、婚姻・離婚・縁組・離縁・認知など家族関係を発生させたり、消滅させる場合も、出生・死亡などの事実を報告する場合も、戸籍係にその旨の届出をして、戸籍に登録させ、登録した内容について、戸籍謄本(戸籍に記載されている全員の記録)若しくは抄本(当該個人の記録)または記載事項証明書の交付を受けて、証明する仕組みである。

さらに、①家族単位の編製をとり、②戸籍公開の原則をとってきたことに大きな特徴がある。それは日本の戸籍制度の沿革に由来する。

2 近代的戸籍制度の沿革

明治維新から4年後の1871(明治4)年、憲法・民法・刑法など国の基本的な法律が制定される前に、いち早く制定されたのが戸籍法である。戸籍法の前文には、次のように記載されていた。「戸数人員ヲ詳(つまびらかに)ニシテ猥(みだり)ナラサシムルハ政務ノ最先シ重スル所ナリ」と。

戸籍法制定の目的は、国民の現況を把握し、

徴税(地租改正-年貢ではなく、お金を納める)、徴兵(国民皆兵)、治安のために役立てることにあつた。翌年の干支が壬申(みずのえ・さる)だったことから、壬申戸籍と呼ばれている。

壬申戸籍には、2つの特徴があつた。①戸籍同戸列次の順といい、戸籍に記載される家族について、尊属・卑属、直系・傍系、男・女の序列があつたこと、②現況主義だから、記載される人を、その現住所地で戸籍を編製したこと、である。さらに③族称を記載した。華族(貴族)、士族(元武士)、僧侶、平民などであり、部落民については、「えた・非人」「元えた」「新平民」などの賤称を記載する例もあつた。②と③の記載で、部落の出身かどうかを確認できるようになっていた。

その後、1886年の改正により、除籍簿と身分事項欄が創設された。身分事項欄には、出生・婚姻・離婚・縁組・離縁・認知などの事項が記載されたが、何より重要なことは、ここに元の戸籍の所在地が記載されたことである。つまり現在の戸籍から元の戸籍をたどる追跡機能が確保された。続いて1898年の改正により、戸籍の所在地として本籍地を記載するようになった。本籍地は戸籍の所在地であり、日本国内であれば、どこでも自由に定めることができた。

これによって、現況主義は放棄された。その結果、実際に家族として一緒に暮らしていることではなく、戸籍に家族の一員として記載されていることが重視されるようになる。戸籍の觀念化と言われる現象である。

実は、1882年、戸籍規則に関する元老院会議で、戸籍のあり方について激しい議論があつた。フランス法を研究した箕作麟祥^{みつくりんしょう}は、戸籍は東洋一種の固有物であり、封建時代には要用でも、今日の政体にとっては無益である、欧米には戸籍法はない、民法の定める身分証書で、人民の権利は判然としている、と主張した。これに対

して、行政官の渡辺清は、「戸籍ノ要タルヤ、一家アレハ則主アリ、其戸主タルモノハ一家ノ責任ヲ負ヒ、老幼ヲ扶持シ、倫理ヲ破ラシメス。又貧院ノ設ナキモ衣食スルヲ得ルハ、慣習ノ善良ナルモノトス。誰カー朝ニシテ之ヲ廃スルヲ惜マサランヤ」と反論した。

箕作が、戸籍の証明書制度としての意義を強調したのに対して、渡辺は、戸籍に表れている家族のあり方に注目した。戸主が家族を扶養すること、家族の間の秩序が社会秩序の維持に役立つことであり、単なる証明制度以上の機能を発揮していることから、戸籍制度は不可欠だとしたのである。つまり、戸籍は、家族のあり方を示すものであり、それが1898（明治31）年制定の民法（明治民法）で取り入れられた「家制度」だったのである。

当時の庶民の戸籍に対する認識について、「民衆の生活においては、戸籍簿の記載という形式が、家族的共同生活の実体に対して重要な意味をもっている。戸籍簿の記載は、彼らにとっては、単なる形式ではない」と分析されていた⁽¹⁾。

3 戸籍公開の原則の確立と修正

壬申戸籍は行政目的のための制度だったので、非公開だった。しかし、日本社会が近代化するにつれて、不動産の登記、契約の締結、訴訟その他で、個人の属性や家族関係の証明が不可欠となり、戸籍を公開すべきという要求が高まった。そこで明治民法が制定された1898年の改正戸籍法で、公開が制度化された。当時の議論では、公開することによって、閲覧者が間違いを見つけることもあるから、記載事項の正確さを担保できる旨の発言もあったほどであり、プライバシー保護という観点は見られなかった。

1914年の戸籍法改正では、正当な理由のある場合には、閲覧・交付請求を拒むことができる

として、ゆすり、市町村長を苦しめるための多数の閲覧交付請求、名誉毀損等の場合が挙げられており、企業活動のための大量閲覧については、活動の自由を保障するために、執務の妨げとならない限り、拒絶できないとされていた。

しかし、戸籍には族称欄があり、「えた」「新平民」などの賤称が記載されていたり、身分事項欄の記載から元の戸籍に遡っていけば、最後は壬申戸籍にたどりつく。壬申戸籍の住所から部落の出身であることを確認ができる。全国水平社の要求に応える形で、1924年、司法省は、戸籍謄本・抄本作成のときに、族称欄の「えた」「新平民」などの文字を謄写してはならないとし、その文字を職権で抹消することができるという通達を出した。しかし、交付された謄本・抄本の族称欄が空白であることは、部落の出身であることを意味する。ようやく1938年、全ての人について謄写しないこととなった。しかし、閲覧が可能であり、朱線で抹消していても元の記載が見えることから、閲覧制度の廃止が求められた。

30年後の1968年、壬申戸籍に関する規制が強化され、閲覧が禁止され、法務省に回収され、保管されるという措置がとられることになった。また1974年には、除籍簿の閲覧などが差別的事象につながるおそれがあると認められるときには、閲覧請求に応じなくてよいという通達も出た。しかし、なお結婚や就職の際の身元調査として、現在の戸籍を閲覧する例がなくなることから、関西の市町村を中心に、差別行為が戸籍の公開によって誘発されたり、助長されたりしないように、本人・親族以外の第三者に対する公開を制限する「戸籍公開制限実施要綱」が作られるようになった。その結果、戸籍謄本の交付を拒否された者が不服申立をし、裁判でこうした制限の是非が問われた。裁判では、こうした制限は、戸籍公開の原則（旧戸籍法10

条)に反するとして、違法と判断されたが²⁾、自治体は人権保障の見地から、制限要綱をそのまま実施した。こうして公開の原則を維持することが困難となり、1976年の戸籍法改正に結びついた。

4 1976年の法改正と問題点

1976年の法改正は2点ある。①閲覧制度の廃止、②謄本・抄本等の交付規制である。②として、第三者が交付請求する場合には、請求事由を明記し、市町村長は、不当な目的であることが明らかなきときは、請求を拒否することができるようになった。他方で、請求事由を明示しなくてよい場合(戸籍法施行規則11条)として、a 本人・その配偶者・直系尊属・直系卑属が請求する場合、b 国・地方公共団体・特定の法人・有資格者(弁護士・司法書士・行政書士など8つの「士」業)が職務上請求する場合があげられた。しかし、有資格者の資格詐称など不正利用の実態が存続したため、有資格者は、職務上請求書を利用することにし、それでも続く不正利用に対応して、請求書に通し番号をつけ、誰が利用したかわかるように工夫した。それでもなお不正利用が発覚した。また戸籍ほど明確な家族情報は記載されていないが、住民票の不正取得も起こった。住民票の本籍欄や世帯主との続柄欄が利用されたのである。

不正取得事件の発覚、個人情報保護法の全面施行を受けて、戸籍公開の原則は大改正となる。改正作業に入った2005年に唯一の統計がある。交付請求の実態(法制審議会戸籍法部会資料、2005年3月40市区町村)によると、戸籍謄本等の交付請求は、本人・配偶者83.4%、国・地方公共団体7.6%、弁護士等7.7%、その他1.3%、除籍謄本等の交付請求は、本人・配偶者55.9%、国・地方公共団体17.3%、弁護士等24.2%、その他2.6%であり、その他の内訳は、

相続関係の証明、裁判所・官公署に提出、債務者の相続人の特定、学術調査等だった。大半は本人・配偶者などの請求である。しかし、改正直前の2007年度の戸籍謄抄本等の交付は、39,499,345件、戸籍謄本の交付が14,507,545件(90.7%)、電子式の全部事項証明書³⁾の交付が18,386,826件(78.4%)で、圧倒的に全部の戸籍情報が交付されている。たとえ有資格者の請求が7%だったとしても、約210万件である。差別に悪用されるリスクは極めて大きい。

2 改正戸籍法の概要と問題点

1 改正法の概要³⁾

第1に、戸籍に記載されている者等による交付請求に関して。①戸籍に記載されている者、その配偶者、直系尊属、直系卑属は、戸籍の謄抄本等の交付の請求をすることができるが(戸籍法10条1項)、この請求が「不当な目的」によることが明らかなきときは、市町村長は請求を拒むことができる(2項)。

第2に、第三者請求に関して。本人等以外の者である第三者については、次の3つの場合にのみ交付請求ができる(戸籍法10条の2、1項1文)。a 自己の権利行使又は義務履行のために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合、b 国または地方公共団体の機関に提出する必要がある場合、c 前記a、bのほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合である。

第3に、有資格者(弁護士等8士業)による請求に関して。①受任している事件または事務の業務遂行のために必要がある場合に、戸籍謄本等の交付請求をすることができるが、その際、請求しようとする弁護士等は、その資格、業務の種類、依頼者の氏名および当該依頼者について

て前記第三者請求に当たって明らかにすべき事項を明らかにしなければならない（戸籍法10条の2、3項）。②弁護士等による職務上の請求のうち、受任している事件に紛争性があり、かつ、弁護士等が紛争処理の手続において依頼者を代理してそのような紛争を処理する場合については、その資格、当該事件の種類、その業務として代理または代理しようとする手続および戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにすれば、依頼者の氏名や依頼者について戸籍の記載事項の利用を必要とする理由の詳細を明らかにする必要はない（戸籍法10条の2、4項、5項）。

第4に、本人確認と代理権の確認等に関して。①戸籍の謄抄本等の交付請求の際に、本人確認を行う（戸籍法10条の3、1項）。②代理人または使者による交付請求の場合には、請求者の依頼または法令の規定により当該請求の任に当たる者であることを明らかにする書面を提供しなければならない（戸籍法10条の3、2項）。③市町村長は、第三者請求、公用請求、弁護士等の請求がなされた場合において、明らかにすべき事項が明らかにされていないと認めるときは、当該請求者に対して、必要な説明を求めることができる（戸籍法10条の4）。

第5に、制裁の強化に関して。戸籍謄本等の不正取得者に対する制裁として、30万円以下の罰金に処する（戸籍法133条）。過料ではなく、刑罰となったので、刑法の総則規定が適用される結果、不正請求の依頼者が「共犯」として処罰されることが可能となった。刑罰を科せられるのだから、有資格者にとっては、資格喪失などの懲戒処分の対象となりうるので、予防効果があると期待された。

2 問題点

問題点は2つある。（1）戸籍抄本の交付を原則化すること、（2）他人が自分の戸籍謄本・

抄本の交付請求をした事実を知る手段を設けることである。

（1）について、基本的な考え方は、個人情報保護法の原則からは、必要な事項のみを交付すべきなのだから、戸籍の謄本ではなく抄本を交付すべきということである。前述のように、圧倒的に戸籍謄本が交付されており、2007年度で抄本の交付は8.9%、電子式の個人事項証明書の交付は21.4%にすぎない。しかし、権利関係等を公証したり、官公署、裁判所に提出するために、謄本が本当に必要なかどうか、検証する必要がある。

戸籍法改正の主管であった法制審議会戸籍法部会「戸籍法の見直しに関する要綱案についての検討事項（2）（案）」（2006年11月21日）の「8 交付すべき証明書」³⁾では、①戸籍の抄本（個人事項）で目的を達すると思われる場合に、市町村の窓口で抄本の請求にとどめるよう交付請求者に指導する扱いを正当化する通達等の発出は可能と考えられる、②国・地方公共団体の機関、民間企業等につき、抄本で足りる場合には、その限度で提出を求める扱いとすべきこと、及びあらかじめどのような事項が記載された戸籍の抄本を取得、提出すればよいかを提出者に分かるようにすることについて、啓蒙を行うものとする、として、必要な事項に限定した公証制度への展望が示されている。具体例として、③パスポート申請のために、戸籍謄本が必要な場合と、戸籍抄本で足りる場合とが分かるようにするとともに、戸籍の抄本で足りる場合には、どのような事項が記載された戸籍の抄本を提出すればよいかを、申請者に分かるようにすることについて、旅券事務所に対して啓蒙を行う、とも記されている。

改正法施行後、①～③が実行されているのか、法務省の責任で、戸籍の謄抄本の提出を求めている国、地方公共団体の機関、民間企業等の実

態把握と、抄本（個人事項）や記載事項証明書で足りるかどうかの具体的検討（指針）を行う必要がある。私たちもこれを要請し、現実に作業が行われているかどうか確認する必要がある。

（２）については、不正取得をどのようにして知なのかという問題である。「はじめに」で紹介したように、組織的な大量の不正取得事件が発覚している。職務上請求書を偽造し、前節の第３の①②の請求についても、必要事項を偽造すれば、本人の知らない間に、戸籍謄本が交付されてしまう。改正法は不正取得行為を刑罰化した。しかし、不正取得かどうかの判断を、誰がいつするのかといえば、それは、戸籍に記載された本人が判断する仕組みである。不正利用がなされ、「おかしいなあ」と思って、原因を探っていくと、戸籍謄本が交付されていたとわかって、遅いのである。

しかし、戸籍法改正を主管していた法制審議会戸籍法部会で（２）も採用されなかった。戸籍法部会「戸籍法の見直しに関する要綱案についての検討事項（２）（案）」（2006年11月21日）の「9 交付請求書の開示」では、パブリックコメントでも完全に意見が分かれていること、戸籍の謄抄本等の交付請求書についてのみ情報公開及び個人情報保護に関する法制の例外規律を設けることは時期尚早であることから採用が見送られ、交付請求書の開示を採用しないこととするならば、本人通知制度は開示を前提とし、さらにその発展的な制度であるため設けることはできず、また事務処理上の問題を考えても非現実的であるとして、取り上げられなかった。

しかし、2009年6月から、大阪狭山市は、事前に「本人通知制度」に登録した人に対して、本人の代理人や第三者による戸籍謄抄本、住民票の写しなどを交付した事実を通知する制度を導入した。この取り組みは徐々に拡大し、2012

年で201の地方自治体で採用され、埼玉、京都、香川では全市町村が導入している。埼玉県桶川市の事前登録制度によって不正取得が発覚し、鹿児島県警が行政書士を逮捕したという事件も報道された（南日本新聞2012年7月24日等）。組織的に大量の不正取得をしていたグループ内では、本人通知制度によって不正が発覚することを恐れて、「通知制度を導入している自治体からは取るな」と申し合わせていたという。防止効果のあるこの制度を導入することが課題となっている。

3 本人通知事前登録制度と交付請求書の開示

1 本人通知制度の考え方

戸籍謄本等の不正取得行為を防止するのに効果があるのは、他人が自分の戸籍謄本等の交付請求をしたという事実を、戸籍係から自分に通知してもらうことである。「自分は頼んだ覚えがない」「おかしい」と思えば、戸籍係に問い合わせをし、交付請求書の写しをもらい、請求者に請求した理由を問いただし、戸籍法規定の理由がなければ、不正取得であり、戸籍法違反として刑事告発もできる。すなわち、①本人通知制度と②交付請求書の開示である。これによって前述のような予防効果がある。

2006年の戸籍法部会は制度の導入に消極的だったが、個人情報保護の原則として、本人の同意なくして情報を第三者に提供してはならないこと、自己の情報に誰がアクセスしたかを知り、その利用を停止することができることがあげられている。戸籍は、個人の属性や家族関係を証明する制度であり、出生・死亡は届出が義務づけられ、婚姻・離婚・縁組・離縁・認知などは戸籍係に届け出ることによって法的な効果が発生することから、私たちはさまざまな個人

情報を登録することになっている。だからこそ、プライバシーには一層の配慮が必要になる。個人情報保護法の考え方もできる限り、戸籍にも応用すべきである（戸籍法128、129条が「適用しない」とするのは、当該個人情報保護に関する法律の規定であり、法の考え方や趣旨は応用することができると思う）。

2 交付請求書の開示の考え方

戸籍法部会における議論のように、交付請求書の開示については、交付請求者の情報も個人情報だから、非開示事項に当たるという考え方もありうる。しかし、自己の情報は秘匿しておいて、他人の情報を得るとするのは、不公平である。戸籍が差別的事象に利用されている現実を踏まえると、交付請求者が非開示という保護を受けるのは妥当ではない。少なくとも、有資格者からの交付請求は、職務上の目的・理由から行うのだから、交付請求者個人のプライバシーに関わる問題ではなく、事業活動情報の保護の問題として考えることができ、本人の開示請求の権利を制限することを正当化しうる特別な事由が証明されない限り、交付請求者の氏名、職務上の目的等を開示することができるものと考えられる⁽⁴⁾。

3 本人通知事前登録制度の現状

本人通知事前登録制度とは、この制度に事前に登録した者の戸籍謄抄本、住民票及び附票等を、代理人または第三者に対して交付した場合に、交付した事実を、登録した本人に通知する制度である。

ところで下記の4点、

- ①事前の登録の仕方、登録期間（通知する期間）
- ②対象となる証明書
- ③本人への通知方法

④通知の内容

について各自治体で違いがある。①では、来庁して登録する、登録期間を3年とする、②では、戸籍（除籍を含む）の謄本・抄本、記載事項証明書、住民票（除票を含む）及び戸籍の附票とする、が多い。③交付した場合に、交付した事実のみ本人に通知し、本人が来庁して交付事実証明書を請求するタイプと、本人通知書（交付年月日、交付証明書の種別、交付枚数、交付請求者の種別）を送付するタイプに分かれる。④で最大のポイントとなるのは、交付請求者の氏名である。

〇〇市（町村）本人通知事前登録制度実施要綱のひな形では、「その他市（町村）長が適当と認める項目」があり、そこに「各市町村の個人情報保護条例により開示できる情報（例えば、法人・8業士の氏名・住所）があれば、号を追加してください」とある。しかし、実際には、交付請求者の氏名・住所を通知しないところが多く（倉吉市など）、委任状偽造ケースに対応するために、代理人として交付請求した場合に、代理人の氏名・住所を開示する自治体がある（大阪狭山市など）。

しかし、前節で述べたように、職務上請求しているのだから、個人のプライバシーに関わるわけではない。法人・8業士の氏名・住所も通知内容ないし開示内容にすべきである。難しいとすれば、例えば、交付請求書に、「不当な目的に使用された場合には、個人情報保護条例に照らし合わせて、利害関係人に交付請求書を開示することがある」旨の記載をし、これに同意した場合にだけ交付するという対応もありうる。交付請求者の許諾に基づいて交付事実証明書を交付するのだから、問題はない。

ところで2013年3月31日時点で、大阪府内では、40市町村が本人通知事前登録制度を実施し

ている。事前登録者数は、大阪狭山市の467人を筆頭に5,219人、通知件数は、豊中市の157件を筆頭に849件、交付事実証明書タイプの18市町村では、証明書発行件数52件である。2013年8月1日時点で、和歌山県内では、13市町が制度を導入しており、登録者は和歌山市の702人を筆頭に1,031人となっている。

限られた資料ではあるが、これらからは、登録者を増やすことが課題となる。またいったん交付の事実を通知して、本人から交付事実証明書を請求するタイプの場合、請求件数が少ないことから、必要事項を通知し、交付請求者の氏名・住所について、証明書を請求するタイプの方が効果的であるように思われる。

問題は、登録者の増大である。事前登録者が少ない市町村では、名簿を見ながら手作業で本人通知をしているところも多い。事前登録の電算化などのシステムを作らない限り、人手がかかりすぎるとの批判は免れない。限られた予算（本人通知の郵送料等も含む）、人員で対応可能な仕組み作りが課題となる。

戸籍法改正に際して、衆議院法務委員会・附帯決議（2007年3月23日）は「八 本法の施行

状況及び他の関連制度における扱いに照らし、第三者が不正に戸籍の謄抄本を交付請求することを防止する更なる措置の導入の是非について検討を行うこと」を全会一致で採択し、参議院法務委員会・附帯決議（2007年4月26日）でも「七 本法の施行状況及び他の関連制度における扱いにも配慮し、戸籍謄抄本の不正請求・使用事案による被害に伴う諸問題についての対応策を幅広く検討すること」を全会一致で採択している。

1970年代、差別行為が戸籍の公開によって誘発されたり、助長されたりしないように、市町村は独自に、本人・親族以外の第三者に対する公開を制限する「戸籍公開制限実施要綱」を作った。これを受ける形で1976年の戸籍法改正がなされた。今、本人通知事前登録制度を実施する市町村が増加しつつある。国は、70年代同様に、この制度を市町村任せにするのではなく、その実施状況を調べ、交付請求者の開示も含めて、国の制度として調査、検討をし、必要な経費を国として補助する義務があるのではないだろうか。

注

- (1)川島武宜『日本社会の家族的構成』日本評論社、1950年、71頁。
- (2)和歌山家裁田辺支部1974〔昭49〕・3・27審判「家裁月報」27巻2号、88頁、神戸家裁1975（昭50）・1・22審判「家裁月報」27巻7号、75頁 など。
- (3)戸籍法改正に関する私見として、二宮周平「個人情報の保護と戸籍制度改革」ヒューマンライツ208号、

- 2005年、2-7頁、同「戸籍法の見直しに関する要綱案を読む—改正の方向と残された課題」同228号、2007年、2-9頁、同「戸籍法改正の意義と今後の課題」同234号、2007年、2-11頁。
- (4)鳥田茂「戸籍事務と自己情報開示制度—戸籍謄抄本交付請求書の開示」室井教授古稀記念論集『公共性の法構造』勁草書房、2004年、245-261頁。